

## 平成28年度秋田県環境審議会環境保全部会議事録

- 1 日 時 平成29年2月1日（水）13：30～15：00
- 2 場 所 秋田地方総合庁舎第605会議室
- 3 出席者 （委員）10名中7名出席  
片野審議会会長、石川委員、金委員、工藤委員、佐藤委員（部会長）、  
菅原委員、福井委員、米田委員（代理）、  
（県）  
田中生活環境部長、菅沼生活環境部次長、高橋環境管理課長、  
古井環境管理課政策監、高野環境管理課八郎湖環境対策室長、  
和田温暖化対策課長、川村環境整備課長、高田自然保護課長

### 4 開催結果等

#### （1）会議の成立について

委員10名中、7名出席、うち1名代理出席となり、過半数の出席を得ましたので、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する第31条第3項の規定により、会議が成立しました。

#### （2）議事録署名委員について

議事録署名委員として、工藤委員、菅原委員が指名されました。

#### （3）議事等について

##### ①諮問事項

諮問第10号の「平成29年度秋田県公共用水域及び地下水の水質測定計画」について、環境管理課長が説明し、質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとしました。

##### ②報告事項

環境管理課政策監より、「平成28年版環境白書の概要」を説明し、意見交換されました。

各事項の詳細については、以下をご覧ください。

司会

ただいまから秋田県環境審議会環境保全部会を開催いたします。

はじめに、生活環境部長がご挨拶を申し上げます。

生活環境部長

(あいさつ)

司会

ありがとうございました。

本日の出席状況ですが、委員10名中、7名の参加で過半数のご出席をいただいておりますので、本部会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、お忙しい中、審議会会長にもご出席いただいております。よろしく願いいたします。

ここからは議事に入りますが、議長は秋田県環境基本条例の規定により部会長が務めることになっておりますので、部会長に進行をお願いします。部会長よろしく願いします。

議長

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事の進行につきまして皆様のご協力をよろしくお願いします。

審議に入ります前に、本日の会議録署名委員を指名させていただきます。工藤委員、菅原委員をお願いします。

なお、議事録作成の都合上、ご発言はお名前を言っていただけてからお願いします。

では、議事を進めます。

はじめに、諮問第10号「平成29年度秋田県公共用水域及び地下水の水質測定計画」に関して、県から説明をお願いします。

県

(資料により説明)

議長

ただいまの説明に対して、かなり膨大なデータですから、委員の皆様からご意見なり、ご質問のある方、どうぞ忌憚のないご意見をお話ください。

#### 委員

先ほど国・県・市で分担するということでしたけれども、国や県がどこをやるか、また、なぜ市町村は秋田市だけやっているのかということ、また、採水方法、分析方法については、国・県・市それぞれが独自に分析しているのか、委託されているのか。それから、先ほど国の測定箇所を増やすというお話でしたが、費用負担がどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

#### 県

まず、なぜ国と県と秋田市かというお話ですが、国は河川国道事務所と玉川ダム管理事務所になりますが、それぞれ管轄している河川の大臣直轄区間や玉川ダム管理所においては玉川ダムの宝仙湖などを担当するというところでやっております。

秋田市については、水質汚濁防止法上の政令市ということで、市内について県と同等の権限を持っております。

分析の実施方法ですが、例えば、8・9ページの表の一番右側の「測定機関」や「実施主体」ですが、10・11ページの一番上の方に記載している「国3」が湯沢河川国道事務所、委託の「委」と書いてあるのが業者に委託してやっているものです。「国1」は秋田河川国道事務所、「市」と書いてあるものは秋田市になります。

次に、20・21ページの三大湖沼については県が実施しておりますが、「採水機関」や「分析機関」について、「環」は県の健康環境センターのことで、県が直接事業を行う形になっています。

費用負担については、実施主体となるものについてはそれぞれが予算措置をして実施しており、三者で協議会をつくって事業をやるというようなことではではありません。

#### 委員

今まで国で独自にやられていたのを、この計画にのっとって測定箇所を増やすということですが、国の方は測定箇所を増やすということを先に決めているのですか。

県

今回、重金属調査などを増やすということですが、国の方で既にやっていた分について、この計画にのっとった形でやりたいという話がありましたので、この計画に乗せることとしたものです。

委員

測定水域ですが、多いときは240ほどあったと思いますが、ここ二、三年は173などとなっていますので、大体この辺で底を打ったと思います。検討項目で休むところと復活するところのローテーションが記されていますが、大体2年に一度測定するというのでしょうか。

県

生活排水処理施設の普及などにより、特に河川の水質が非常に良くなってきており、測定する水域については整理し、効率化を図っております。

ローリング調査ですが、項目によりまして、大体3年に1回、または5年に1回という項目もあり、特にVOC関係を排出するような事業所などについては、5年というスパンで実施しております。

委員

ノニルフェノールとかLASなどの測定が増えていますが、現有の施設等で分析できる項目ですか。それとも、新たな設備を入れないと分析できない項目でしょうか。

県

LASとノニルフェノールについては、機械にかける前処理がほかのものより複雑になっておりますので、県及び国の分析においても、委託で実施させていただいております。

委員

分析体制についてお聞きしたいのですが、多くのケースを分析しなくてはならないということで、大部分を委託で分析しています。データの正確性などを保たれるように管理や指導が必要だと思いますが、現状の管理体制はどうなっているのでしょうか。

県

委託については県内の分析機関で実施しており、これらの機関では、例えば、国の機関などは、一斉に同一検体で分析する精度管理のための調査があります。

委員

毎年、そういう形で行われるということですか。

県

その調査に参加しておりまして、全国の結果と一緒に公表されております。

委員

今おっしゃっているのは、恐らく、県の健康環境センターのような機関の話であって、例えば、普通の水質分析を県内のどこかに委託した場合に、同じやり方で県の方で検体の調査をやるなどといったことはされているのでしょうか。

県

同じ検体を一緒に分析してというところまではやっておりません。委託機関は計量法に基づく計量証明機関ということで精度管理をしておりますので、委託機関においてチェックされると考えています。

議長

井戸の水質ですが、秋田市に硝酸性窒素が出てきます。この辺は砂地だと思いますが、農業との関係ですか。

県

県内、何箇所かで硝酸・亜硝酸性窒素が出ておりまして、周りの状況から農業関係由来と考えられます。

議長

にかほ市の地下水で自然由来の砒素が出ていますが、前の調査でも砒素が出ていたのですか。

県

にかほ市は初めての調査ですが、県内のほかでも砒素の出る箇所があります。文献から沖積世の土壌が堆積したようなところで出やすいようです。

議長

多分、鳥海山の北西斜面に旧硫黄鉱山があった関係で、地下水に砒素が出てくると思います。鳥海山の火山活動に由来するものもあり、昔の硫黄鉱山跡地の水脈を通して出てきたのではないかと思います。

県

委員の知見と考え合わせると、調査する井戸の深さなども関係すると思いますが、今後はっきりしてくるのではないかと考えます。

委員

1点目ですが、4ページで、測定地点の八幡平橋を再開するということですが、その理由を教えてください。

2点目は、先ほどの話で測定地点が減ってきているということですが、どういう基準で減らすのか、あるいは新たに設定するのかがわからないと、今回の調査地点の妥当性が判断できないのではないかと思います。

最後に、地下水の継続監視で、いつまでやるのか、どういう状況になったらやめるのかなどの基準があったら教えてくださいと思います。

県

八幡平橋ですが、上流に大きな負荷がかかる汚染源が無く、長年、環境基準を十分クリアしていますので、平成17年度から中止しています。来年度、水生生物の類型指定を実施しますが、上流に棲む魚にとっては重要な地域になりますので、その水質を把握しておくため復活したものであります。

次に、地下水ですが、汚染源が明らかである場合については、その汚染源にきちんと対応できたのかどうか、また、その結果として、環境基準が2年間基準値を下回った場合には継続調査を終えることとしております。

委員

4 ページですが、新たに測定する項目は、水生生物の保全に係る項目の監視として、ノニルフェノールとLASなどを設定されていますが、これは平成24年8月の環境省告示や平成25年3月の環境省告示で新たに追加された項目であるためと理解してよろしいでしょうか。

県

そうです。

委員

そうであれば、新たな告示を踏まえているということを、明確に表現したほうが良いと思います。

県

「前年度計画からの変更点」にわかりやすく記載します。

委員

結果の公表の仕方ですが、29年4月から来年の3月まで1年かけて測定し、まとめた結果は、最短でいつ公表されるのでしょうか。

県

27年度の結果については、昨年末に公表しております。取りまとめた結果を国に送付し、国の公表とあわせ、年の暮れに公表しております。

委員

地下水の利用について、全国では河川水が大体8割、2割が地下水ですが、県内の地下

水の主な利用用途はどうなっていますか。モニタリングにより地下水の汚染状況が解ったときに、その利用状況に応じて行政的な措置をとらざるを得ないなど、いろいろなことが考えられると思いますので、そういった場合の体制や対応はどうなっていますか。

県

平成元年前後に、県が中心になって県内の飲用井戸の実態調査を行い、リスト化しております。リストは市町村に引き継いでおり、現在は各市町村でリストを所持しております。また、市町村は水道を経営している関係で、水道の入っていないところを把握しています。更に、地下水が災害時に非常に強いということで、そういう観点からも市町村が井戸の状況を把握しています。汚染調査や概況調査をするときは、市町村に照会し、井戸の情報を得てから井戸を選び出して調査を実施しております。

議長

大分審議をやり取りしましたので、ほかにないようでしたら、この諮問第10号「平成29年度秋田県公共用水域及び地下水の水質測定計画」の質疑は終わりにしたいと思います。

この諮問事項の内容については、問題ないと思いますが、ご異議ないということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしということで、諮問第10号「平成29年度秋田県公共用水域及び地下水の水質測定計画」は、適当である旨を知事に答申するというにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは引き続き、県の方から説明がありますので、県の方にお返しいたします。

司会

部会長ありがとうございました。ここから先は事務局で進行いたします。

続いて報告事項に入りたいと思います。



「平成28年版の環境白書の概要」について、事務局から説明します。

県

(平成28年版環境白書の概要について説明)

司会

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご質問はございませんか。

委員

14ページの水質環境基準達成率で、海域が26年度まで下降して、27年度また上昇していますけれど、原因がおわかりでしたら教えてください。

県

海域の水質については、特に陸上からの影響、大雨などがあったときに水質が悪くなり、逆に濁水になると海域の水質が良くなるという傾向にあります。特別な影響により悪くなったということではありません。

委員

28ページの新エネルギー導入ビジョンの表ですが、全エネルギーに対する新エネルギーの割合をパーセンテージで表示されると、新エネルギーの増加具合が見えてわかりやすいのではないかと思います。

県

秋田県における電力やエネルギーの使用量のデータはありますので、全体に対する割合を示すことについて考慮していきたいと思います。

委員

環境白書本編についてですが、本編67ページに八郎湖の窒素とリンの経年変化のグラフがついており、野石、大瀧、湖心のなどの地点の変化と一緒に環境基準が記されています。八郎湖の窒素とリンの環境基準というのは、平成19年に設定されたと思いますが、

それ以前について環境基準の線が入っているのは誤解を招きますので、修正されたほうがよろしいかと思えます。

県

修正します。

委員

環境基準に関連して、底層のD O（溶存酸素量）と透明度について環境基準を設定するという議論があったと思いますが、現在どのようなになっていますか。

県

底層の溶存酸素濃度については、平成28年3月30日からの施行となっています。沿岸の透明度については、今後、もう少し整理して検討していきたいと思えます。

委員

概要版の30ページで、県民塾の開催とエコマイスターの登録が記載されていますが、どのくらいの年齢層の方がエコマイスターになっていて、その方たちの活動によりどういった効果があったのかわかりますでしょうか。

また、県民塾がどのくらいの頻度で開催され、どういった方が参加し、どういう周知がされているか教えていただきたいと思えます。

県

エコマイスターの年齢層ですが、ご退職された方々が多くなりますけれども、平成27年度は少数ですが学生の参加もありました。

エコマイスターが行う活動の効果ですが、県北・県央・県南と県内3つのエコマイスター協議会が組織されており、年間を通じ地域の環境保全活動があります。また、県の事業や会議に参加していただくことなどで活動状況を把握しております。普及啓発でございますので、その効果を量的に表すことは難しいですが、そういったことを地道に続けていくことが大事と考えております。

周知方法ですが、関係機関・団体にチラシを配付したり、ホームページにより情報提供

したりするほか、エコマイスター協議会や温暖化防止活動推進員、温暖化防止活動推進センターなど、様々な方面を通じて参加を呼びかけております。

## 委員

3 ページに、秋田県版のレッドデータブックが発刊されたということを記載されていますが、どこで入手できるか、また、ネイチュア・フィーリングなどの周知・宣伝方法を教えていただきたい。

例えば、貴重な動物がいたというようなときに、昔であれば白神山地にクマゲラがいたというのが新聞やテレビで報道され話題になったりしましたので、こういう本を作ったときに、本の紹介だけでなく新聞とかニュースを通じてピックアップ的に広めるというような形もあるのではと思います。

## 県

レッドデータブックに関しては、印刷会社で実費販売しておりますが、部数はあまり多くありません。また、県の自然保護課のウェブサイトに、誰でも見られるよう、過去のレッドデータブックも含めPDFファイルで載せています。

また、2 ページにありますネイチュア・フィーリングに関しては、健全者だけではなく障害者の方々にも自然観察会等に参加してもらいたいということで、この回は44名の参加者のうち、目の不自由な方に10名ほど参加していただいて、自然を体験してもらおうというような取組を行っております。こういった活動も含め、広報誌等で県民の皆様に紹介していきたいと思っております。

## 委員

9 ページで秋田県環境美化マスコット「クリンちゃん」というのが出ています。非常にかわいいと思いますが、あまり県民には周知されていないのではないかと思います。「スギッチ」や新しい「んだッチ」などはかなりPRされていると思いますが、「クリンちゃん」も宣伝活動に使われたらいいのではないかと思います。

## 県

「クリンちゃん」については、私ども独自で作ったマスコットでございますが、スギッ

チのようにぬいぐるみ作成まではしておりません。県で作っている出版物などには載せて周知を図っていますが、あまり知られてないと思いますので、今後も周知していきたいと思えます。

県

概要版の最終ページには、環境関係の3つのマスコットがございます。これらを使いながら県民の皆さんに環境についての理解を得るよう頑張っていきたいと考えております。

委員

1 ページ、環境基本計画の重点プロジェクトの三大湖沼のうちの田沢湖ですが、32年度目標で「pH6」という数値目標がありますが、こういった対策で達成できると考えていますか。田沢湖の上流で中和処理をしているのはわかっていますが、恐らく現状のままだとこの目標値は達成できないのではないかと思います。

県

32年度目標で「pH6」という数値目標は、玉川酸性水中和処理施設などを造って中和処理事業を始めた時の目標値で、今すぐ、32年度までに「pH6」を達成できるという数値ではないということは事実であります。

国交省の玉川ダム管理事務所で実施している中和処理の強化と、現在、我々が事業として進めている田沢湖への選択的な取水などによって、田沢湖のpHを少しでも上げられなにか研究しており、あわせて進めていきたいと考えております。

委員

3 ページ⑥の温泉ですが、温泉排水は水環境の観点からはいろいろな有害物質が含まれています。田沢湖の場合は、直接流入する矢達川や乳頭温泉など、いろいろな温泉排水が流れ込んでいます。それらを踏まえた温泉排水の対策の状況を教えていただければと思います。

県

温泉排水の状況につきましては、下流の水質環境保全ということと、温泉による保養地

としての健康の増進ということと、二律背反するところがあります。

古くから湧いている温泉を使っているところは、歴史的な問題もありますから排水基準の適用外ですが、新しい源泉を使っている旅館については、排水基準が適用になるという状況です。また、環境省は、日帰り温泉への排水基準を適用の是非を検討しています。

それから、温泉の中に含まれるフッ素・ホウ素について、排水基準は定まっておりますが、排水処理が難しいということで暫定基準が適用になっております。これについては環境省でチームを設置して検討や実験をしておりますが、費用をあまりかけないで、確実に取れて、しかも温泉の水源に影響を及ぼさないような排水処理というのは難しいという現状です。

#### 委員

9 ページに、海岸のクリーンアップの記載がありますが、漁業者が非常に困っていることとして、漁網に入ったごみなどを陸に持ってくると、自分で処分しないといけないことがあります。こういった原因者不明のものに関しては、漁業者の責任ではなく、公的な機関で対応していただけるようにしてもらいたいと思います。

#### 県

現在、海にあるごみについては、法律等でもどうやって処理すべきかということは決まっていない状況ですが、陸に揚げたものの処理については、事業や国の補助金等を使ってできることもあると思いますので、ご意見を踏まえ今後考えていきたいと思います。

#### 委員

先ほどの底層のDO（溶存酸素量）に関してですが、平成28年3月の施行で、29年度計画には反映されていないわけですが、今後、どのようになっていくか教えていただきたいと思います。

#### 県

底層のDO（溶存酸素量）については、国が直轄する水域の指定をやっているところですので、国や他県の指定の状況を見ながら、当県でどのように適用すべきかということを検討するため情報収集しております。

司会

そのほか、ご質問、ご意見ございませんか。

ないようですので、それでは以上をもちまして秋田県環境審議会環境保全部会を終了したいと思います。

委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。